

平成25年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）（精神障害分野）  
青年期・成人期発達障がいへの対応困難ケースへの危機介入と治療・支援に関する研究  
分担研究報告書

諸外国での対応困難ケースへの支援状況の調査・研究

分担研究者 水藤 昌彦（山口県立大学社会福祉学部）

分担研究者 堀江 まゆみ（白梅学園大学子ども学部）

研究要旨

海外における青年期・成人期発達障がい者の対応困難ケースに対する危機介入、治療支援の現状の把握、課題点の調査を通じて、日本における支援システム構築の参考とするための情報収集を目的として、オーストラリア・ビクトリア州で現地調査を実施する。なお、本研究は、調査先との日程調整の関係上、2014年3月末の実施となった。そのため、現時点では調査予定と主な調査項目を報告する。

A. 研究目的

海外における青年期・成人期発達障がい者の対応困難ケースに対する危機介入、治療支援の現状の把握、課題点の調査を通じて、日本における支援システム構築の参考とするための情報を収集することを目的とする。

B. 研究方法

知的障害があって刑事司法制度の対象となった人、およびそのリスクが極めて高いと思われる人に対する対応・支援の法制度、サービスが一定程度に整備されている、オーストラリアのビクトリア州において、サービス提供事業者を訪問し、関係者からの聞き取り調査を行う。

また、今回は関連機関に対する調査も実施する。具体的には、サービス提供事業者が強制力や拘束を伴う支援を実施する場合、内容

の適切性を監督し、同時に専門的支援に関するコンサルテーションを実施している州政府機関、障害のある犯罪行為者への対応・支援に関わる専門職を対象とした、大学における教育訓練プログラムについても調査する。

具体的な訪問先、概要については以下の通りである。（アルファベット順）

- Australian Community Service Organisation  
矯正施設からの出院・出所者支援を目的に元受刑者が設立した団体。現在では犯罪行為者への介入・支援で多様な活動を行っている民間団体。障害者対象の特化型サービスも提供。
- Disability Forensic Assessment and Support Services  
知的障害のある犯罪行為者への治療プロ

グラム、支援者へのコンサルテーションなどを提供。入所型治療プログラム (Intensive Residential Treatment Program)も運営。

- Disability Justice Team, North Division, Department of Human Services  
障害福祉サービスのケースマネジメントを行っている。知的障害があり、有罪判決を受けた被告人への判決前調査、更生支援計画書 (Justice Plan)の作成なども担当。
- Office of Public Advocate  
公設の成年後見人事務所。州政府司法省の外局。被疑者段階での取調べに立ち会うボランティアである Independent Third Person (独立した第三者) 派遣プログラムを運営。
- Office of the Senior Practitioner  
障害福祉サービス事業者による強制力を伴う介入支援の適切性確保のために設置された機関。
- Plenty Residential Services  
加害行為を含む複合的な支援ニーズのあるクライアントに特化した入所型サービス。
- University of Melbourne, Specialist Certificate in Criminology (Forensic Disability)  
メルボルン大学によって提供されている forensic disability 領域の専門職養成コース。

### C. 主な調査項目

- 知的障害のある犯罪行為者に対する更生支援計画の立案、実施状況
- 自閉症スペクトラム障害を含む、障害のある犯罪行為者に対する施設内・社会内

での治療・支援プログラムの内容

- 障害のある被疑者の取調べにおいて運用されている、Independent Third Person プログラムの運用状況
- 強制力・拘束を伴う介入、支援の適切性を確保する制度の内容と運用状況
- 障害のある犯罪行為者への対応・支援に関わる専門職のための教育訓練プログラムの内容